

令和6年5月16日
日本貸金業協会

「個人情報保護指針」一部改正（案）の意見募集について

日本貸金業協会では、「個人情報保護指針」の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、本協会は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護団体の認定を受けており、意見募集後、「個人情報保護指針」の所要の改正を行い、保護法第53条第2項に基づき、個人情報保護委員会及び貸金業法第33条第2項により金融庁へ届出をします。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正の概要

先般、個人情報保護委員会より「個人情報の保護に関する法律施行規則」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、第三者提供時の確認・記録義務編、行政機関等編、外国にある第三者への提供編、仮名加工情報・匿名加工情報編）」及び「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の改正法等が公表され、令和6年4月1日付で改正されました。

また、金融庁より「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」が改正され、令和6年4月1日より適用が開始されました。

これらの改正に伴い、当協会の「個人情報保護指針」の一部改正を行います。

2. 個人情報保護法等の改正概要

- ① 個人情報保護法第23条に基づく安全管理措置について、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置が含まれる旨を明記する。
- ② 個人情報保護法第26条に基づく、漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態（以下「報告対象事態」という。）を追加し、当該報告対象事態に関する解釈や事例等について追記する。

3. 「個人情報保護指針」の主な改正内容

[\(別紙\)【新旧対照表】「個人情報保護指針」一部改正\(案\)](#)

4. 「個人情報保護指針」の施行

施行については、協会機関決定を経て、所定の手続後に施行します。

5. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、**令和6年5月29日(水)17時00分(必着)**まで(保護法等の一部を改正する法律等が令和6年4月1日に施行されたため。)に、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報は、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:iken@j-fsa.jp

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 宮川・川野・河合
電話番号：03-5739-3014